

# 労働契約書

\_\_\_\_\_を甲として、\_\_\_\_\_を乙として、甲が乙を雇用するに当たり、次のとおり労働契約書を締結する。

## 記

(誠実勤務義務)

第1条 乙は、甲の従業員として就業規則その他の規定および指示、命令等を守り、誠実かつ忠実に勤務する。

(人事異動等)

第2条 当初の従事業務と就業場所は、次のとおりとする。乙は甲の業務上の必要に応じ、配置転換、勤務および出向(業務派遣を含む)等の人事異動命令並びに勤務形態等の変更命令に従う。

1 従事業務 \_\_\_\_\_

2 勤務場所 \_\_\_\_\_

(賃金)

第3条 乙の当初の賃金(初任給)は次のとおりとする。

等級 \_\_\_\_\_ 号  
基本給 金 \_\_\_\_\_ 円  
通勤手当 金 \_\_\_\_\_ 円

その他の諸手当、時間外、休日、深夜労働の割増賃金は、賃金規則の定めるところによる。

(雇用期間)

第4条 乙は、雇用期間の定めのない(ただし、試用期間を3ヶ月とする)契約とする。

(労働時間等)

第5条 乙の勤務時間等は就業規則の定めるところによる。ただし、甲は、乙に対し業務上の必要により時間外、休日、深夜労働を命ずることがある。

(退職・解雇事由)

第6条 甲は、乙に対し就業規則の定めるところにより普通解雇、休職期間満了退職、懲戒解雇等を行うことがあり、乙は甲を退職しようとする場合にはできるだけ1ヶ月前に申し出るよう努めるものとする。

(競業禁止・守秘義務)

第7条 乙は、甲に対し競業禁止および業務上知り得た企業秘密(取引先を含む)の守秘義務を負うとともに、甲の承諾なしに又は退職後2年間は甲の営業秘密の不正開示となるような競業企業への就職又は独立自営等は行なわないものとする。

(自己啓発・協調義務)

第8条 乙は、甲に対し自ら能力の開発、向上に努めるとともに他の従業員と協調し、企業の発展に努めるものとする。

(安全衛生義務)

第9条 乙は、甲に対し甲の定める安全衛生に関する規定及び指示事項を守り、自己の安全順守に留意し、自己又は同僚に危険を生ずる不安全行為を行なってはならず、また所定の衛生事項を順守し、自己の日常の健康の保持に努めるものとする。

(信用保持)

第10条 乙は、会社の内外を問わず甲の名誉・信用を保持し、甲及び他の従業員並びに \_\_\_\_\_ 取引先等に悪影響を与えるような不正または背信的行為並びに品位を害するようなことは行なわないものとする。

(就業規則等の順守)

第11条 乙の就業及び労働条件並びに服務等については甲の就業規則その他の規則、規程、基準等並びに甲の定めるところによる。

(労働条件の変更)

第12条 甲、乙間の本契約に定める労働条件については、社会経済状況の変動、会社の経営事情の変化、企業社会の動向、法令の改正等に応じ、その増減等を含めて、変更、改訂されるものであることをあらかじめ承諾する。

以上

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_ (印)

乙 \_\_\_\_\_ (印)